

令和5年10月17日

教 育 長
消 防 長
市長部局の部長等 様
執行機関事務局の長
議 会 事 務 局 長

市 長

令和6年度予算編成方針について

6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針）」において、「令和6年度予算において、本方針、骨太方針2022及び2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。」とされたことにより、地方の一般財源の総額について「令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」という一般財源総額実質同水準ルールが堅持された。

また、8月31日に総務省が示した「令和6年度の地方財政の課題」においては、その骨太方針の内容に沿いつつ、社会保障関係費の増を反映した仮試算が行われたところである。

そうした結果を勘案し、令和6年度予算編成では、経常収支について令和5年度予算と同規模を確保することができる見通しとなったことから、配分予算のマイナスシーリングは設けず、令和5年度予算を基準に配分額を設定することとした。

しかし、中期財政収支見通しでは、市税収入等は増加傾向にあるが、依然として経常収支差額を十分確保することができない収支不足の状態にあり、社会保障費や物価高騰、DXの推進に伴う運用コストの増嵩などへの対応により経常収支はより

厳しさを増すことが想定される。

また、骨太方針2023では、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症へ移行したことに伴い、地方財政の歳出構造を平時化していく方向性が示された。

そのため、地方の独自施策を推進するためには、国からの特例的な財政支援を前提とはせず、自主財源の確保が更に重要となる。

特に、歳入面においては、課税客体の確実な把握と収納、特定目的基金や各種補助制度の活用による財源確保、また企業誘致や移住・定住の促進など将来の財源確保に繋がる事業の推進に努めてもらいたい。また、歳出面においては、運用経費を含めた費用対効果を十分に検証することや、補助制度を含め既存の施策の転換や集約化を検討し、財源確保について合理的な見通しを立てたうえで、事業の選択と集中に努めてもらいたい。

令和6年度においても、総合計画や総合戦略に位置づけた事業を推進し、「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ」の実現に挑戦し続けるために、職員が一丸となって恵庭の創生を進め、本市を取り巻く環境や目指すまちづくりに意を配し、恵庭の発展と持続可能な財政運営の両方が実現できるよう予算編成に取り組んでいただきたい。

1 総括的事項

- (1) 令和6年度予算編成は、
 - ・ 臨時的経費を含めた歳出枠配分方式により実施する。
 - ・ 物価高騰の影響を鑑み、一部経費について1.9%の増額配分とする。
 - ・ 歳入予算の影響を反映せずに配分額を決定する。
 - ・ 年度間で変動の大きい光熱水費は配分外とし別途査定とする。
 - ・ 配分内経費は、原則所管課の要求を認めるので入力や積算の誤りが無いように、配分額を厳守した要求を行うこと。
- (2) 事業の実施においては、常に「事業の目的・必要性」に対する効果等の検証を行い、その結果を踏まえた事業の統廃合、効率化、経費の削減などの検討を進めること。行政評価の結果や事務事業評価対象事業では、部会の判断を適切に予算要求に反映させること。
- (3) 歳入確保については、補助制度の研究・活用及び税・料金等の課税客体の確実な把握や徴収強化を図りながら、最大限の努力を払うこと。
- (4) ふるさと納税による寄附を含む各基金の活用については、各基金の所管課により定めた活用方針に基づき、積極的に有効活用すること。
- (5) 企業版ふるさと納税制度は、地域再生計画との関連が必要であることから、関連部署と連携して活用を検討すること。
- (6) 予算要求に当たっては、各部内におけるマネジメント調整機能を十分発揮し、単に数量・単価等に伴う増額要求や政策予算要求を行うことなく、常に「最少の経費で最大の効果」をあげるための視点を持ち、既存事業の見直しを積極的に行うこと。また、決算における執行残や事業実績を分析し、当初予算計上すべき金額を精査すること。
- (7) 各部配分額を超過する予算要求は一切認めない。このため各部のマネジメントによる部内の予算調整による配分額内での要求とすること。ただし、業務移管などを想定し、部間での配分額の調整は可能とする。

- (8) 令和6年度予算編成においても、引き続き市民と行政の相互理解を深めるために予算編成の情報共有を進めることから、積極的な情報公開を行う。

2 具体的事項

(1) 歳入

国においては、各種税制改正や社会保障の制度改正をはじめとする様々な制度改正を進めていることから、国庫補助制度等の見直しなどに留意した上で予算要求を行うこと。

① 市税

見積りに当たっては、景気の動向や特に税制改正等を十分勘案し、課税客体を確実に把握したうえで見積りを行うこと。また、税負担の公平を期し、収納率の向上、債権の早期回収、滞納整理等引き続き適切な債権管理に努めること。

② 使用料、手数料、負担金、諸収入

受益者負担の原則や住民負担の公平性確保の観点、他市の状況などを勘案し、料金負担を求めているものや個別に見直しを検討しているもの、減免を設けているものについては、その適確性を検討し、適正な額となるよう検討を進めること。

使用料・手数料については、市税と同様に賦課客体の確実な捕捉・チェック、収納率の向上、収納の強化に努めること。

③ 国庫・道支出金

国庫・道支出金の見積りにあたっては、補助制度の変更などの情報収集を行い、国や道の動向把握に努めること。

また、補助事業については、その実施に伴う市の負担や後年度の補助の有無等も考慮し、必要性や事業効果等について十分検討した上で活用すること。

④ 財産収入

具体的な活用計画がない行政財産の遊休市有地については、早急に普通財産として整理し、売払い等を進めること。

⑤ 市債

財政運営の基本指針に基づき実質公債費比率を抑制することや、第5期総合計画期間内における建設市債残高は増加しない目標としていることから、事業費の精査や交付税措置のある市債を充当するよう、また年度間調整により将来負担の平準化・軽減に努めること。

(2) 歳出

令和6年度予算は、エネルギー価格や物価高騰の影響、社会保障費の増加、児童手当の拡大、DX事業の推進、市営住宅の建替などへの対応などが見込まれ、一層の歳出抑制が必要となることに留意すること。

① 政策的事業経費の要求について

政策的事業として内示（政策ランクA・B）を受けたものについては、事業の必要性や積算内容を再度精査の上要求すること。

「A」「B」ランクともに、内示額は要求可能上限額に過ぎないことから、当然にして内示額を上回る要求は在り得なく、予算査定で減額となる場合があることに留意すること。また、「B」ランクは、「条件付き実施可」であり、予算査定で実施の可否について判断を行うものであることに留意すること。

政策的判断を要するにも関わらず、予め政策的予算要求を行っていないものについては要求を認めないので留意すること。

② 配分対象経費の組替えについて

① を除く経常経費の増額要求については、次の取り扱いとする。

- ・ 歳出枠配分予算額内で組替えて要求すること。
- ・ 組替え可能経費の区分は臨時的経費を含め各部に配分された「歳出枠配分予算」内の経費とする。したがって、「人件費、扶助費、光熱水費、指定管理料、債務負担、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、特別会計繰出金」は、配分外経費として組替え対象外である。
- ・ 特に、過去に流用している細節については、必要金額についてよく検討し、流用を要さないように組替えること。
- ・ 臨時的要求は、歳出枠配分予算の組替えにより行うこと。

- ③ 会計年度任用職員の給与・報酬・手当等の要求は基本的に、職員課により一括して要求するものとする。ただし、特別会計や企業会計、補助事業対象となる会計年度任用職員に関連する要求は担当課により、該当事業において要求することとする。
- ④ 一般会計並びに、特別会計及び企業会計における負担について、一般会計より基準外繰入を行っているものについては、ルールの積極的な見直しを行い、一般財源繰入の圧縮を図ること。
- ⑤ 様々な不確定要素により、予測が難しい又は、変動が著しい歳出予算については、適宜予算計上し対応するものとする。

(3) 政策的事業経費における「基金枠」の創設について

ふるさと納税による寄附金を原資とした基金については、各所管事業の財源として活用している。基金を持たない所管事業については、まちづくり推進基金を幅広く活用するようにしているが、寄附額が増嵩している現在、活用可能基金を持たない部との財源格差が生じている。

そこで、財源手当の公平性の観点から、生活環境部、建設部、消防本部に対し、まちづくり推進基金から所要額を配分することとした。

新たに配分された基金の充当事業については、政策的事業経費の査定において「基金枠」とされた事業を対象とし、各部へ配分された基金の額の範囲内での要求を可とする。

なお、今回の基金枠は、令和6年度に限定した取組であり、かつ、試行であることに留意すること。